

豊田 PCB 処理事業における豊田市の対応について

1 豊田 PCB 廃棄物処理施設への立入検査の実施状況について

前回の安全監視委員会後（平成 26 年 3 月 15 日から平成 27 年 1 月 22 日まで）、市は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）豊田 PCB 処理事業所へ計 19 回の立入検査を行いました。概要は表 1、状況は、6 ページの写真のとおりです。

表 1 立入検査等の概要（施設関係）

| | 立入日 | 立 入 概 要 |
|---|---------------------|---|
| ① | 平成 26 年 3 月 20 日 | 【液漏れ機器用収集運搬容器の試験搬入確認】 ・液漏れ機器用漏れ防止型金属容器（二重の密閉容器）を用いた、液漏れ機器の試験搬入の立会いを行った。 ・外装容器内に PCB の漏れないことをオンラインモニタリングで確認した。 |
| ② | 3 月 24 日 | 【改造エリア確認】 ・小型トランス解体エリア改造後の試運転状況の確認を行った。 |
| ③ | 4 月 14 日 | 【安全講習への参加】 ・安全講習を受講するとともに、改造ラインの確認を行った。 |
| ④ | 4 月 25 日 | 【過去事故現場の確認】 ・過去の事故現場での注意喚起表示（事故時の原因と再発防止対策）の確認を行った。 |
| ⑤ | 5 月 28 日 | 【作業者（SKS）の労災事故現場の確認】 ・5 月 27 日に発生した作業者の労災事故現場の確認を行った。 |
| ⑥ | 5 月 30 日 | 【搬入状況の確認】 ・PCB 廃棄物の施設への搬入作業の立会いを行った。 |
| ⑦ | 6 月 20 日 | 【行政検査】 ・行政検査（排出ガス測定及び払出物の抜取り検査）を実施した。 結果、PCB が外部に排出されていないことを確認した。 |
| ⑧ | 6 月 24 日 | 【安全監視委員会作業部会①】 ・作業部会を開催し、小型トランス解体エリア改造後の処理状況の確認を行った。 |

| | 立入日 | 立 入 概 要 |
|---|---------------|--|
| ⑨ | 7月16日 | 【廃棄物処理法に基づく立入】 ・変更許可申請に伴う確認を行った。 |
| ⑩ | 8月22日 | 【収集運搬事業者緊急通報訓練の確認】 ・収集運搬事業者の緊急通報訓練の確認を行った。 |
| ⑪ | 9月26日 | 【SD剤の搬入作業の確認】 ・SD剤の搬入作業の確認を行った。 |
| ⑫ | 10月2日 | 【水質汚濁防止法に基づく立入】 ・最終放流槽からの採水を行った。結果、排水にPCBが含まれていないことを確認した。 |
| ⑬ | 10月14日 | 【漏洩トラブル現場の確認】 ・素子裁断エリア内で漏洩トラブルが起きたとの連絡を受け、直ちに現地確認を行った。 |
| ⑭ | 10月27日 | 【行政検査】 ・行政検査(排出ガス測定及び拵出物の抜取り検査)を実施した。結果、PCBが外部に排出されていないことを確認した。 |
| ⑮ | 10月31日 | 【漏洩トラブル対策進捗状況の確認】 ・10月10日に発生した素子裁断エリア内漏洩トラブルへの対応の進捗状況の確認を行った |
| ⑯ | 11月21日 | 【北九州市による視察】 ・北九州市職員による、素子裁断エリア内漏洩トラブルへの対応状況の確認が行われた。 |
| ⑰ | 11月27日 | 【立上げの確認】 ・定期点検後の施設の立上げの状況確認を行った。施設停止中のOLMの異常はなく、また、KY活動が実施されていることを確認した。 |
| ⑱ | 12月25日 | 【長期休暇に向けた連絡体制の確認】 ・年末年始の操業、緊急時連絡体制の確認と各エリアの状況確認を行った。 |
| ⑲ | 平成27年 1月6日 | 【搬入状況及び施設の立上げの確認】 ・休暇明けの操業状況の確認を行った。 |

2 安全監視委員会作業部会の開催について

平成 26 年 6 月 24 日及び 11 月 14 日に安全監視委員会作業部会を開催しました。

両日とも安全に対する貴重な意見が出され、JESCO における対策の参考となっています。

表 2 作業部会開催状況

| 開催日 | 内 容 |
|-----------|--|
| 6 月 24 日 | 【安全監視委員会作業部会①】 ・小型トランク解体エリア改造後の処理状況の確認を行った。 |
| 11 月 14 日 | 【安全監視委員会作業部会②】 ・10 月 10 日に発生した素子裁断エリア内漏洩トラブルに対する JESCO の対応について、作業部会を実施し、意見を伺った。 |

(委員からの主な意見)

○安全監視委員会作業部会①

- ・漏洩防止対策について、設備上の問題を全て一から直せないのであれば、運用でカバーすればよい。新人等の作業に慣れていない人でもわかるような運用にして、更に表示等をすることが必要である。
- ・ホイスト（クレーン）が作業者の目の前にあるが、ホイストのスイッチを持っているのは他の作業員という現場があった。同時作業する際の安全性を検討してほしい。
- ・見学者からのアンケート結果で大変な作業をしている等の感想が出ていると思うが、そのような感想を作業員に伝えることでモチベーションを上げることになると思う。

○安全監視委員会作業部会②

- ・使用している配管等の材質が適切か調べた方がよい。
- ・配管が管理区域レベルが異なるところをまたぐ箇所の管理は特に注意が必要である。そのような箇所では警報がきちんと作動にしなければならない。
- ・このように PCB が混入するとは思わなかった。このようなトラブルが起こり得ること、リスクがあることを発見したことをポジティブに捉え、報告書にまとめ全事業所に水平展開してほしい。水平展開は情報を流すだけでなく、本社がコントロールし双方向の取組みを行うこと重要である。

3 PCB 処理事業延長に係る環境省に対する回答

市は、平成 25 年 10 月 30 日の環境省からの PCB 処理基本計画の変更に係る検討要請に対して、地元自治区及び市議会からの意見を聞きながら慎重に検討した結果、昨年 4 月 24 日、地元自治区及び市議会からの意見を踏まえた条件を付し、この条件の承諾を前提に計画の変更手続きに入ることについて同意する旨の回答をしました（参考資料 1 参照）。

また、環境省からは、同月 25 日付で市が付した条件について承諾する旨の回答が

ありました（参考資料2参照）。

【参考】地元19自治区及び議員から出された主な意見は次のとおりです。

- ・どこかでやらなければならないこと。とにかく事故なく安全に処理すること。
- ・長期保管のリスクもあり、こういうものはやるしかない。
- ・事故を起こさないためには、従業員教育が大事。
- ・豊田エリアから北九州市へ、大阪エリアから豊田市への長距離輸送が心配。
- ・二度と延長しないためには、掘り起こし調査が重要。

※ 平成25年度第3回安全監視委員会資料再掲

4 PCB処理事業延長に係るJESCOへの要請について

PCB処理基本計画の変更検討要請の内容について、地元自治区や市議会議員へ説明していく中で、過去のPCB漏洩事故に対する心配の声が寄せられたため、市は、国への同意回答と併せて、JESCOに対して、当該処理事業が地域住民の理解及び協力、そして信頼を前提に成り立っていることを豊田事業所で働く全ての人が改めて強く認識するとともに、引き続き安全なPCB処理を行い、一刻も早くPCBが処理されるよう要請しました（参考資料3参照）。

また、処理の延長に伴い、JESCO豊田PCB処理事業所で働く全従業員に対して安全作業の徹底について啓発するため、平成26年7月16日及び23日に開催されたJESCO安全セミナーで、住民の声や安全作業についての講話を行いました。

5 PCB環境モニタリング調査費用の負担について

市は、PCB廃棄物処理施設の周辺環境への影響を調べるため、PCB環境モニタリング調査（大気質、河川水質、河川底質、土壤）を行っていますが、当初のPCB処理期限であった平成28年度以降については、国及び広域協議会でPCB環境モニタリング調査費用を負担していただくよう要請し、そのように対応する予定である旨回答がありました。

6 豊田市PCB適正処理ガイドラインの改正について

市は、国のPCB廃棄物処理基本計画の改正（処理期間の延長やPCB廃棄物処理の広域化）に伴い、地元自治区や市議会への説明の中で出されたご意見やご要望を具体的に担保するため、「豊田市PCB適正処理ガイドライン」を改正しました。

今回の改正に伴う、主な修正点は次のとおりです。

① 豊田市内を運行する車両の安全性の確保について

PCB廃棄物のエリア間移動のため、大阪事業エリアから搬入してくる収集運搬事業者についても、市と「豊田市ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬に係る安全性と環境保全の確保に関する協定書」を締結している業者しか豊田PCB処理事

業所への搬入を認めません。

また、今後は、PCB 廃棄物の収集運搬車両が、単に豊田市内の道路を通過するだけの場合もあります。このような場合にも、現在の豊田 PCB 処理事業所へ搬入している車両と同様に車両の位置が確認できるよう GPS を備えるとともに、事故等の緊急時には市へ連絡が入るようにします。なお、運搬経路については、JESCO の情報公開ルームで公開するようにします。

② PCB 無害化処理認定施設を活用した処理について

これまでのガイドラインでは、豊田 PCB 処理事業所で処理した PCB 廃棄物を施設外へ出す場合は卒業判定基準に適合する（PCB 廃棄物に該当しない）ことを確認し、基準を超過した場合は、再度処理することになっていました。

今回、国の処理基本計画で処理促進策として掲げられた、無害化処理認定施設を活用して処理する場合は、無害化処理認定施設における受入基準に適合していることを確認してから搬出するようにしました。

③ 定期点検及び長期設備保全計画について

処理期間の延長に伴い、今後も施設を適切に稼働させるために、JESCO は、適切に定期点検とともに、設備の経年劣化を考慮した長期設備保全計画を策定し、これに従った設備保全を行うようにしました。

④ 地域協議会の設置及び開催について

JESCO と地域住民とのリスクコミュニケーションが一層推進されるよう、「地域協議会」を設置し、これを定期的に開催するようにしました。

これらの豊田市 PCB 適正処理ガイドラインの改正点について、8月 19 日に JESCO 豊田 PCB 処理事業所で開催された「PCB 処理基本計画改訂に伴う説明会」で収集運搬事業者に対し周知しました。

【状況写真】

①立入検査



[H26.3.24 改造エリア確認]



[H26.5.30 搬入状況の確認]



[H26.6.20 行政検査]



[H27.1.6 立上げ状況の確認]

②安全監視委員会作業部会



[第1回作業部会]



[第2回作業部会]